

村上市集会施設整備事業補助金交付要綱の概要

趣旨：地域住民の福祉の向上とコミュニティ活動推進や協働のまちづくりの拠点となる町内・集落の集会施設の建築および修繕に要する経費の一部を補助金として交付するための要綱

補助対象事業	補助対象事業内容	補助率	補助金上限額	重複申請の可否	事業計画書(前年10月末まで)の添付書類	交付申請書の添付書類	実績報告書の添付書類	補助金交付が制限されるもの	
建築	1 新築 2 改築	①本体建築工事(電気、衛生設備工事を含む) ②空調機器(エアコン)取付工事	1/3	400万円	重複申請不可	・設計図書 (位置図、配置図、平面図、立面図等) ・敷地の権利関係を証する書類 (登記事項証明書、借地契約の写し等) ・見積書の写し ・現況または状況写真 (撮影年月日がわかるもの) ・その他市長が必要と認める書類	・収支予算書 ・事業計画書 ・設計図書 (位置図、配置図、平面図、立面図等) ・見積書の写し ・建築確認通知書の写し (建築確認申請が必要な場合に限る。) ・その他市長が必要と認める書類	・収支精算書 ・事業結果報告書 ・着手前写真および竣工写真 ・工事請負契約書の写し ・請求書または領収書の写し ・検査済証の写し (建築確認通知書がある場合) ・その他市長が必要と認める書類	①本要綱による事業実施後 20年未満の同一交付 ②本要綱による事業実施後 5年未満の新築・改築以外の 事業への交付
	3 増築	①増築工事(電気、衛生設備工事を含む) ②増築に係る既存施設の改修工事 ③空調機器(エアコン)取付工事	1/3	300万円	7-③、8、9と 重複申請可	同上	同上	同上	本要綱による事業実施後 5年未満の新築、改築および 同一交付
	4 移転	①移転前後の敷地造成工事 ②移転工事(電気、衛生設備工事を含む) ③空調機器(エアコン)取付工事	1/3	300万円	7-③、8、9と 重複申請可	同上	同上	同上	同上
	5 大規模修繕	①主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根および 階段)の修繕工事 (階段の修繕については、非常階段を含む) ②天井、2階室の床および基礎の修繕工事 (基礎改修については、曳き家工事を含む)	1/3	200万円	7~9との 重複申請可	・見積書の写し ・現況または状況写真 (撮影年月日がわかるもの) ・その他市長が必要と認める書類	・収支予算書 ・事業計画書 ・見積書の写し ・建築確認通知書の写し (建築確認申請が必要な場合に限る。) ・その他市長が必要と認める書類	同上	同上
修繕	6 大規模模様替え	①主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根および 階段)の模様替え工事	1/3	200万円	7~9との 重複申請可	同上	同上	同上	同上
	7 環境改善改修	①下水道接続・トイレ改修工事	1/3	120万円	5、6、7-③~ ⑤、8と 重複申請可	同上	同上	同上	同上
		②合併処理浄化槽設置・トイレ改修工事		120万円	5、6、7-③~ ⑤、8、9と 重複申請可	同上	同上	同上	同上
		③屋根の葺替工事		100万円	3~6、7-①、 ②、④、⑤、8、 9と重複申請可	同上	同上	同上	同上
		④空調設備(エアコン)取付工事		50万円	5、6、7-①、 ②、③、⑤、8、9 と重複申請可	同上	同上	同上	同上
		⑤良好な維持管理に係る改修工事		50万円	5、6、7-①~ ④、8、9と 重複申請可	同上	同上	同上	同上
8 バリアフリー改修	①段差の解消工事、スロープ設置工事、手すり 設置工事 ②洋式トイレへの取替工事	1/3	100万円	3~7、9と 重複申請可	同上	同上	同上	同上	
耐震	9 耐震診断	木造、延べ床面積500平方メートル以下、かつ、 地上2階建て以下である集会施設の耐震診断	1/3	10万円	3~8と 重複申請可	不要	・収支予算書 ・事業計画書 ・見積書の写し ・建築の構造、延べ床面積及び階数が 確認できる書類 ・その他市長が必要と認める書類	・収支精算書 ・事業結果報告書 ・耐震診断士が発行する領収書の 写し ・耐震診断結果報告書の写し	同一の集会施設につき 1回限り

注-1 交付金額は、1,000円単位とし、1,000円未満の金額は切り捨てる。

注-2 集会施設の建築にあたっては、新潟県福祉のまちづくり条例を尊重し設計すること。

良好な維持管理に係る改修工事の対象となる工事

- ①屋根および外壁の塗装工事
- ②玄関戸等開口部及び内壁の改修工事
- ③収納庫またはクローゼットの設置及び改修工事
- ④建具または畳の取替並びに鴨居及び敷居の改修工事
- ⑤給排水、電気、ガスおよび換気設備等の改修工事(システムキッチン等給排水器具の取替を含む)
- ⑥付帯設備(ステージ、防災設備等)の改修工事

補助対象外経費

- ①敷地造成(移転を除く)または旧集会施設の解体費
- ②実際に要した費用が15万円未満の整備事業(※耐震診断を除く)
- ③集会施設本体に付随しない物置、塀、門、遊具等の附帯施設の設置または修繕工事
- ④障子やふすまの張替、カーテンの取替、畳の表替、建具の補修または止水栓の設置
- ⑤備品(テレビ、冷蔵庫、食器棚、机、黒板、音響設備等)の購入
- ⑥その他市長が不適当と認めたもの